米国特許商標庁2007-2012年度 戦略計画について

特許審查第四部映像機器 清水 祐樹

1. はじめに

2007年3月26日、米国特許商標庁(USPTO)は、2007-2012年度戦略計画"(Strategic Plan)を発表しました。この戦略計画は、昨今の知財をとりまく劇的な変化に対応すべく策定されたもので、USPTOの知財政策全般について具体的な目標を策定しております。ここでは、特に特許に関するものに焦点を当て、内容を概説したいと思います。

2. 背景

USPTOは、5年前にも、今後5年間に取り組むべき課題を抽出し、具体的な目標と実施計画を策定した21世紀戦略計画²⁾ (The 21st Century Strategic Plan) を策定しています。今回紹介する2007-2012年度戦略計画は、この21世紀戦略計画の流れをくむものです。

まずは、21世紀戦略計画が策定されてから、2007-2012年度戦略計画が策定されるまでの動きを概観したいと思います。

(1) 21世紀戦略計画

2002年6月3日、ローガンUSPTO長官は、21世紀戦略計画を同庁ウェブサイトにおいて発表しました。

同計画は、2001年8月にブッシュ大統領が発表した the President's Management Agenda³における顧客 志向、結果重視、市場に基礎を置く連邦政府という原則 を踏まえ、今後USPTOが採るべき戦略を大きく①迅速 性 (Agility)、②能力 (Capability)、③生産性 (Productivity) の3つに分け、それぞれ以下のような 具体的な施策を列挙したものです。

①迅速性

- i)特許及び商標出願の機械化の実施
 - ・商標電子出願管理システムの開発
 - ・特許出願手続の完全電子化
 - ・特許付与後の見直しのための情報提供制度の開発
- ii) 在宅勤務の機会拡大
- iii) 民間及び他国特許庁への依存による組織の柔軟性 向上
 - ・特許分類付与
 - ・国内及びPCT出願のサーチ
 - ・新しいグローバル特許分類システムへの移行
 - ・商標分類付与及び図形コードのサーチ
- iv) 世界的な展開
 - ・WIPOにおけるハーモ推進
 - ・特許基準の世界的収斂のための二国間・多国間 交渉
 - ・PCTリフォームの加速
 - ・米国商標電子出願システム導入による「世界共通」 の電子出願の開発
- v) 他国特許庁とのサーチ結果共有を通じた重複作業の 排除
- vi)達成目標
 - ・商標については2003年10月1日までに、特許については2004年10月1日までに電子政府の運用を開始

¹⁾ http://www.uspto.gov/web/offices/com/strat2007/

²⁾ http://www.uspto.gov/web/offices/com/strat21/index.htm

³⁾ http://www.whitehouse.gov/omb/budget/fy2002/mgmt.pdf

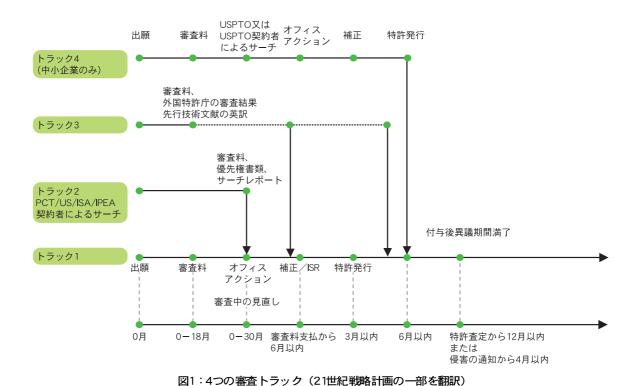
- ・分類とサーチの機能を競争原理に委ね、USPTO の専門的知見を可能な限り政府の中核的な機能に 集約
- ・知的財産権を世界的に強化するための二国間・多 国間交渉を拡大し、他国特許庁との重複作業排除

②能力

- i) 審査官の能力向上のための適性検査
 - 特許審査官採用前のテスト採用の実施
 - ・審査官の知識・技量・能力の再テスト
 - ・特許審査官のGrade13⁴⁾ 昇格前の法的能力及び交 渉能力のテスト
 - 管理職級特許審査官の選別及び研修
- ii)特許及び商標審査の質の評価技術の改善
- iii) 達成目標
 - ・特許及び商標審査の質を向上させるための包括的 施策の実施

③生産性

- i) 市場動向に適した審査プロセスへの移行
 - ・4つの審査トラック®を実現し、出願人が審査時期 やサーチ機関を選択可能とする(図1)
 - ・料金体系を変更しクレーム数及び出願のサイズを
 - ・審査官の先行技術調査負担を減少
- ii) 未済期間を12月以内とする新しい早期審査制度の 導入
- iii) 出願人とUSPTOとの役割分担
 - ・出願料金と審査料金を分けることにより、出願人が 審査開始のタイミングを選択することを認める法改 正を提案
 - ・特許付与後の見直し制度のための法改正を提案
- iv) 達成目標
 - ・特許出願の50%以上における平均ファーストアク ション期間を2003年度事業計画® (2003 Business



- 4) Grade13は、我が国特許庁における審査官補の最終年次に相当する。http://www.jetro.go.jp/biz/world/n_america/us/jp/news/pdf/ 060611.pdf
- 5) サーチ結果を、(1) 米国内の認定サーチ機関、(2) 国際調査機関、(3) 外国特許庁、(4) USPTOのどの機関が提供するかを出願人 が選択可能。ただし、(4)は中小企業しか選択できない。
- 6) 2002年2月に発表されたUSPTOの2003年度の事業計画。質の改善、処理期間短縮等の具体的な目標が掲げられている。原文は http://www.judiciary.house.gov/media/pdfs/printers/107th/78675.pdf の第51~86頁を参照。

Plan)で予測されている期間より短縮(例えば、 12.7月を2008年には5.8月に短縮。)

- ・特許未処理期間を、2003年度事業計画における25 月超に対して、2008年までに18月に短縮(図2)
- ・2008年度までの特許審査官雇用数の合計を、2003 年度事業計画と比較して2,500人減少(図3)

(2) 修正版21世紀戦略計画

21世紀戦略計画の発表から8月後の2003年2月3日、 ユーザからのフィードバックを踏まえた新たな21世紀 戦略計画が公表されました。これは、2004年度大統領 予算要求と共に、2003年1月に議会に提出されたもの です。

この計画は、米国知的財権法協会(American Intellectual Property Law Association: AIPLA), 米国知的財産権者協会 (Intellectual Property Owners Association: IPO) をはじめとする、主要ユ ーザ団体とや100近くの大企業によって支持されまし た8)。

2002年に公表された計画からの主な修正点は以下の とおりです。

- ・出願人が審査時期を選択可能とする制度を、サー チ・審査前の一部料金返還制度に変更
- ・ 認定サーチ機関との契約を出願人ではなくUSPTOが 実施
- ・ クレームや明細書ページ数の増加に応じた手数料の 増加率を一定化
- 4つの審査トラックを5つの審査オプション⁽⁵⁾ に変更
- ・ 数値目標の修正(2008年度の特許未処理期間:18 月→27月、2008年度までの特許審査官雇用数: 2,500人減→2,400人減(2003年事業計画比))(図 4)



図2:2003年度事業計画と21世紀戦略計画との目標未処理 期間比較(21世紀戦略計画の一部を翻訳)

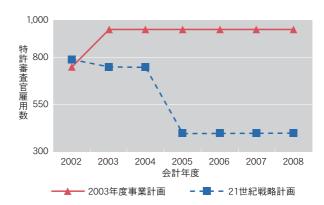


図3:2003年度事業計画と21世紀戦略計画との目標審査官 雇用数比較(21世紀戦略計画の一部を翻訳)

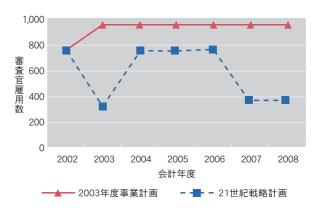


図4:2003年度事業計画と修正版21世紀戦略計画との目標 審査官雇用数比較(修正版21世紀戦略計画の一部を 翻訳)

- 7) http://www.uspto.gov/web/offices/com/strat21/stratplan_03feb2003.pdf
- 8) http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/stratplan2003apr03rogan.htm
- 9)審査オプションは以下の5つに分類される。(1)出願時にサーチレポートがないもの、(2)出願時に契約サーチ機関 (Contractor Search Services:CSS)によるサーチレポートが利用可能なもの、(3) 出願時に、その関連出願について、サーチに関してUSPTOと 合意した外国特許庁またはUSPTOのサーチ結果が利用可能なもの、(4) USPTOが受理した国際出願、(5) 国際出願の国内移行時 に、USPTOもしくはサーチに関してUSPTOと合意した外国特許庁による国際調査報告が利用可能なもの。中小企業しか(1)を選 択できないとの規定はない。なお、サーチ・審査前の一部料金返還が前提となっているので、(2)を選択すれば、サーチレポート を見て取り下げを行うことが可能。

(3) 2005年オムニバス歳出法案の成立10

修正版21世紀戦略計画に含まれるサーチ外注や料金 返還制度実現のための規定をめぐり、2003年2月から 法改正の議論が継続されてきた結果、2004年12月8日、 USPTO予算及び料金改定を含むオムニバス歳出法案 (Consolidated Appropriations Act, 2005) が成立し ました。

このうちUSPTOの料金改定のポイントは、以下のと おりです。

- ①改定料金は2005年度及び2006年度の2ヶ年のみ
- ②出願料金を出願基本料、審査料、サーチ料に細分化し、 全体として増額
- ③既存の超過クレーム料を増額するとともに、超過ペー ジ料を新設
- ④規則改正によりサーチ料・超過クレーム料の返還を規 定することが可能
- ⑤中小企業が電子出願を利用した際に出願基本料を 75%減額

また、民間企業がサーチ外注を行う際の要件として、 パイロットプログラムの実施、米国企業による米国内で の実施、秘密保持命令対象案件について実施しない等が 規定されました。

(4) 21世紀戦略計画の暫定修正11

2006年2月、USPTOは21世紀戦略計画実施の前提 となっていた上述の予算関連法改正の遅れを主な理由 として、同計画の一部を暫定的に修正するとともに、 2007-2012年度戦略計画を準備中である旨言及しま した。

主な修正点は以下のとおりです。

①予算案の修正

- ・料金改定案の恒久化を主張
- ・外部サーチ機関認定基準の厳格化への対応
- ②国際合意関連
 - ・ワークシェアリング(三極国際審査官協議、豪・韓

へのPCT外注、PCTリフォーム・SPLTの推進等) の実施

- ③法改正:規則改正
 - ・付与後異議申立制度のUSPTO案提出
- ④アプローチの変更
 - ・新電子出願システムの導入
 - ・早期審査の条件を手数料納付から出願人の負担へ変更

⑤数値目標の修正

- ・審査期間目標の変更(FA期間:14.7月→23.7月、 平均未処理期間:27月→33月)
- ・審査官採用計画下方修正策の再度の見直し(2003 年の計画に比べ、1,400人の上方修正)

(5) 2007-2012年度戦略計画暫定版12

2006年8月24日、USPTOは同年3月からユーザに対 する意見募集を行ってきた2007-2012年度戦略計画の 暫定版を公表し、パブリックコメントに供しました。

同計画に含まれる主なイニシアティブは以下のとおり です。

①特許

- ・次の5年間、少なくとも年間1,000人の特許審査官 を雇用
- ・地域オフィス設置の検討
- ・大学との連携
- ・退職防止のためのボーナスと目標を達成した審査官 に対する新たな金銭的報奨
- ・先端技術の最大限の利用

②商標

- ・商標品質レビュープログラムの拡張
- ・弁理士を審査するスタッフの十分な数の維持
- ・完全な電子化
- ③国際的な知財保護とエンフォースメント
 - ・知財政策とエンフォースメントの知識を有する外国 駐在員の増員
 - ・新しいFTAを通じた他国での強い知財保護の交渉 と実施への継続的参加

^{10)} http://www.uspto.gov/web/patents/hr4818/enactmentnotice.htm

^{11)} http://www.uspto.gov/web/offices/ac/comp/budg/iad-strat.pdf

^{12)} http://www.jetro.go.jp/biz/world/n_america/us/ip/news/pdf/060824.pdf

・特許法の世界的調和、マドリッド商標システムの改 善、地理的表示の取り扱いの国際的調和、知財庁間 の重複作業の排除、世界の知財庁における電子処理 効率の増加

3.2007-2012年度戦略計画の概要

2006年3月から意見取りが行われてきた2007-2012 年度戦略計画は、2006年8月のパブリックコメントを 経て、2007年3月26日に最終版が公表されました。

この計画は、高品質で適時の特許・商標審査、国内外 の知財政策の啓発、知財情報と教育の発信を通じ、イノ ベーションと競争力を促進させることをUSPTOのミッ ションとし、知財保護と政策において世界をリードする ことをそのビジョンとして掲げています。

また、同計画における具体的目標 イニシアティブを構 築する上での指針 (Guiding Principles) として、品質 (Quality)、適時性 (Timeliness)、コスト効率性 (Costeffectiveness)、透明性 (Transparency)を定めています。

同計画で掲げられている具体的目標 (Objective) は 以下のとおりです。

Goal 1:特許の品質と適時性の最適化

目標1:特許出願に対する高品質な審査の提供

目標2:特許出願処理の完全な電子処理促進のため の、既存の電子システムの改善と統合、及び、 より安全なシステムの開発

目標3:幅広いアプローチの探索による特許審査の品 質と適時性の改善

Goal 2:商標の品質と適時性の最適化

目標1:ファーストアクション期間 (FA) 3ヶ月の達 成及び維持、未処理期間短縮

目標2:サーチ及び審査の一貫性と質の確保による審 査の質向上と、内部オンラインツールの提供

目標3:出願管理及び業務運用の電子化

目標4:インタラクティブなオンライン電子出願機能 を開発し、電子ツールをアップグレード

Goal 3:国内外の知財保護とエンフォースメント

目標1:知財保護強化、知財侵害阻止に向けた取り組 み支援

目標2:国際的な知財保護に向けた統一基準策定への 取り組み継続

目標3:国内知財問題における政策指針の提供

目標4:知財に関する啓発と教育による、イノベーシ ョンと競争力の促進

Management Goal:組織としての卓越性確保

目標1:優れた業績の実現と、戦略的リーダーシップ 提供のために、組織を通じて真のビジネスパ ートナーとして機能

目標2:全庁にわたる管理プロセスにおいて組織の卓 越性を確保

目標3:USPTO保有のデータへのアクセスの大幅な 簡素化と、利用性向上

4. 特許の品質と適時性の最適化

これまで、2007-2012年度戦略計画の全体像を概観 してきましたが、ここでは、特に特許に焦点を当てて、 上述の目標に対応する具体的なイニシアティブとそれに 関連する最近のUSPTOの活動について紹介したいと思 います。

目標1:特許出願に対する高品質な審査の提供

イニシアティブ:

①年間1,200人の特許審査官の募集強化と、先端分野 の経験や学位を持つ審査官の採用

USPTOは、2006年に目標数を200名近く上回る過去

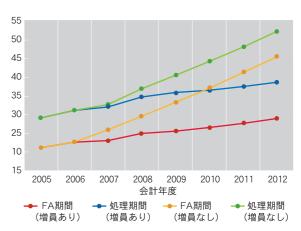


図5: 増員の有無による特許FA期間と未済期間の比較 (2007-2012年度戦略計画の一部を翻訳)

最高の1,193名の特許審査官を採用しました。また、 2007年にも、1,200名の審査官を採用予定です。

USPTOはこの増員により、毎年4月ずつ上昇するFA 期間を、ほぼ横ばいにできると予測しています。(図5)

②在宅勤務の拡大と、USPTOの地方局設置の検討

USPTOの在宅勤務制度は、Patent Hoteling Program (PHP) と呼ばれます。通勤の費用と時間を 節約し、審査官の労働環境を改善することを目的とし た、任意参加型の制度です。同プログラムの参加者は、 USPTOの審査システムにサテライトオフィスからアク セス可能です。また、週一日USPTOのオフィススペー スを予約することもできます。2006年には500人の審 査官が在宅勤務の機会を与えられ、2007年にはさらに 500人の審査官に在宅勤務の機会が与えられるようで す13)。

2007年6月5日、USPTOは在宅勤務制度10周年の記 念式典を行いました14。USPTOの発表によると、18人 の商標審査官の参加により開始されたUSPTOの在宅勤 務制度は、今や3,000人の職員が参加するまでに成長し、 2011年までには、3,000人の特許審査官が参加するこ とが次の目標であるとされております。

職場のIT化では世界をリードする日本特許庁ですが、 在宅勤務については他国に遅れを取っています。日本政 府としては、2006年5月29日に公表された「テレワー ク人口倍増アクションプラン15)」において全府省で在宅 勤務の試行実施を行うことに言及される等、在宅勤務実 施に向けた取り組みを進めていますので、特許庁でも今 後議論が進むものと思われます。

③特許トレーニングアカデミー強化、技術トレーニン グ専門官のポスト新設を通じた審査官のトレーニン グ強化

USPTOは大量採用の審査官を効率的に教育するため に、従来の2~3週間の初任者研修に代えて、8ヶ月間集 団で教育する特許審査官研修アカデミー(patent examiner training academy) を採用していますが、 これをさらに強化することを計画しているようです。

日本では、増員規模が1桁小さいので、現在のところ このような大規模な仕組みは必要とされていないように 思います。

④有能な人材の雇用と退職抑制のためのインセンティブ 活用

USPTOは審査官の法学位 (legal degree) 取得など の外部研修費用の負担や、関連技術の外部研修(修士号 取得等)に関し、1万ドルまでを負担する等、審査官の 能力開発に係る支援を提供しています。

⑤特許審査の包括的な品質管理システムの設計と実施

USPTOの審査品質は、ビジネスモデル特許の乱立や、 パテントトロールの横行を背景に、議会での公聴会等で 批判されてきました。これらの批判を受け、USPTOは 品質向上のための対策を強化してきました。

そして、今回の2007-2012年度戦略計画において、 品質に対する対策の成果として、特許許可適合率16) (Patent Allowance Compliance Rate) が年々改善し ていることを強調しています。(図6)



図6:特許許可適合率の推移(2007-2012年度戦略計画の 一部を翻訳

¹³⁾ http://www.uspto.gov/main/homepagenews/bak2007jun05.htm

^{14)} http://www.uspto.gov/main/homepagenews/bak2007jun05.htm

^{15)} http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/others/telework.html

¹⁶⁾特許されたもののうち、特許品質保証課(Office of Patent Quality Assurance)の見直しにより、誤りがないとされた率。

これまでの取り組みの延長線上にある、今後の具体 的な計画としては以下のような事項が掲げられており ます。

- i) 品質評価情報の収集
- ii) 品質報奨制度の提供
- iii) 問題分野における品質評価実施
- iv)特許ユーザからの情報提供の促進
- v) 品質指標と業績目標の開発
- vi) 既存の特許品質保証課を利用した特許品質の取得

このうち、iv)の特許ユーザからの情報提供の促進については、コミュニティ・パテント・レビュー¹⁷⁷ と呼ばれるプロジェクトが進行中です。このプロジェクトは、Webベースの情報提供システムにより、公衆がUSPTO審査官に先行技術文献に関する情報を提供できるようにするもので、ニューヨーク法科大学のBeth Novec教授がプロジェクトリーダーを務めております。

また、このプロジェクトの試行が、2007年6月15日

に開始され、最大250件の出願を対象に1年間行われる 予定です¹⁸⁾。

推進計画2007でも、「情報提供制度の活用を促進する」 として、情報提供をオンラインで行うとの計画が明記されておりますので、このプロジェクト試行結果は、推進計画2007との関係においても注目に値すると思います。

⑥PCT国際調査報告の外部委託

i) 民間企業

2005年9月21日、USPTOはサーチ外注のパイロットプログラム開始に向け、民間企業2社と契約をした旨発表しました。米国においては、原則として民間企業は指定調査機関の対象外とされていますが、2. (3) で述べたように、サーチの品質等を確認するためのパイロットプログラムの実施等、一定の条件を満たせば民間企業にサーチ外注することも可能です。しかしながら、このパイロットプログラムの実施については未だに何の結果も公表されておらず、実施されたか否かも不明な状態が続いております。

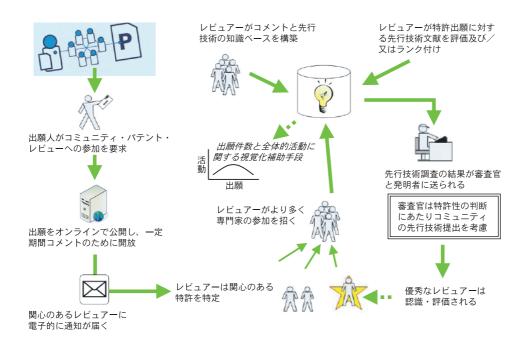


図7:コミュニティ・パテント・レビューの概要(知財事務局作成資料¹⁰⁾ を参考にし、NY法科大学情報政策研究所著, "Community Patent Review Project Summary" ²⁰⁾ を翻訳)

- 17) http://dotank.nyls.edu/communitypatent/
- 18) http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/07-21.htm
- 19) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/cycle/dai8/8siryou2.pdf (第4頁)
- 20) http://dotank.nyls.edu/communitypatent/p2p_exec_sum_feb_07.pdf

ii)オーストラリア知的財産庁

2005年11月7日、USPTOはオーストラリア知的財産 庁にPCT国際調査を委託するためのパイロットプログ ラムを開始したと発表しました20。このプログラムでは、 USPTOが受理した100件の国際出願について、オース トラリア知的財産庁によって国際調査報告が作成されま した。また、USPTOとオーストラリア知的財産庁とは、 2007年1月24日に新たなプログラムの開始に合意し、 2007年3月1日から、1年間で1,200件の国際出願につい て、オーストラリア知的財産庁が国際調査報告等を作成 するプログラムが継続されることになりました22。

iii) 韓国知的財産庁(KIPO)

2005年12月23日、USPTOとKIPOは、2005年9月 27日にジュネーブで開催された米韓特許庁長官会談の 成果を踏まえ、米国を受理官庁とする国際出願について、 KIPOが国際調査報告及び国際予備審査報告を作成する スキームの設置に合意しました23。

KIPOはこのスキームにより、2006年から米国で出 願されたPCT出願についても審査サービスを提供し、 施行2年目である2007年の第1四半期のみで、このサー ビスの利用が570件に達したと報じております24。

ちなみに、KIPOを国際調査機関とした場合のサーチ 料は、\$232となっています²⁵⁾。(なお、USPTOが国際 調査機関の場合のサーチ料は先の出願がある場合は \$300、ない場合は\$1,000。また、EPOが国際調査機関 の場合のサーチ料は、\$2,059。)

⑦オープンソースデータベースの開発支援

2005年12月6日、USPTOとオープン・ソース・ソフ トウェア・コミュニティとの会合が行われ、先行技術文 献へのアクセスについて、議論が行われました。その後、 2006年1月10日、IBMが、USPTO、オープン・ソー ス・デベロップメント・ラボ (Open Source Development Labs: OSDL)、オープン・ソース・ソ フトウェア・コミュニティのメンバー及び米国特許の品 質向上に取り組む学術機関との3つのイニシアティブ (オープンな特許のレビュー (Open Patent Review)、 先行技術としてのオープン・ソース・ソフトウェア (Open Source Software as Prior Art)、特許の品質イ ンデックス (Patent Quality Index)) を発表しました 26)。このうち、オープンな特許のレビューについては、 上述したコミュニティ・パテント・レビューとして、試 行プロジェクトを実施中です。

⑧継続出願改革、審判前会議 (Appeal Conference)、 検討中の付与後異議制度から予想される管轄拡大に対 応するための、特許異議・インターフェアレンス部の 柔軟性と信頼性改善

i) 継続出願改革

継続出願改革について、USPTOは2006年1月3日付 け官報20 にて、継続出願を大幅に制限する規則改正案 を公表し、意見募集が行われました。

継続出願は最終拒絶28 (Final rejection) 回避のため の手法としてよく用いられていますが、これが制限され ると、代替手段としての審判請求が増加することが予想 されます。

上記意見募集に対しては、600件近いコメントが寄せ られました。その多くが規則改正案に対して批判的であ ったと言われております。この規則改正案は、まもなく 施行されるのではないかとのうわさが後を絶ちません が、2007年6月現在においては未だに施行されており ません。これに関し、米国知的財産権者協会(IPO)は、 2007年4月11日に、USPTOが継続出願及びクレーム数 制限に関する特許規則改正案の新たな手続きとして、行 政管理予算局(OMB)の承認を受けるために、2007年 4月6日付けで改正案を同局へ送付した旨報道しました

^{21)} http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/05-51.htm

^{22)} http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/07-10.htm

^{23)} http://www.uspto.gov/main/homepagenews/bak21dec2005.htm

²⁴⁾ JETROソウルセンター知財チーム「韓国知的財産ニュース2007年4月後期」(http://www.jetro-ipr.or.kr/より取得)

^{25)} http://www.uspto.gov/web/offices/ac/qs/ope/fee2007february01.htm#international

^{26)} http://www-06.ibm.com/jp/press/20060111002.html

^{27)} http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/71fr48.pdf

²⁸⁾ 我が国の最後の拒絶理由に類似した制度。最終でない (non-final) 拒絶に比べ、補正の制限が厳しくなる。

が、改正案そのものは公表されておらず、どのような形で規則改正がされるのかは、未だ不透明となっております。

ii) 審判前会議

USPTOの審判手続においては、審判請求があると、 先ず審査部での審判前会議が行われ、その結果、実際に 審判を行うべき案件だけが審判部に移管され、審判番号 が付与されます。この制度が、今後どのように改革され るのかは、必ずしも明確ではありません。

iii) 付与後異議制度

現在、付与された特許を無効にする手続として、再審 査制度がありますが、この制度は再審査の理由が限定さ れていたり、禁反言の関係で、後の裁判において請求人 が不利な扱いを受ける可能性があるなど、請求人にとっ て使いにくい制度になっています。

2007年4月18日に上下両院に提出された、特許法改 革法案(H.R.1908²⁹⁾, S.1145³⁰⁾)には、再審査制度が 有する問題を解決し、より請求人が使いやすい特許付与 後異議制度を創設する規定が盛り込まれています。

再審査が審査部にて取り扱われているのに対し、この 改正法案によると、異議は特許異議部³¹⁾ (Patent Trial and Appeal Board) が取り扱うことになっております (改正法案SEC.6 (e) 第326条 (d))。

その他、詳細な説明は致しませんが、以下のようなイニシアティブも含まれております。

- ・審査官候補生の育成のための大学との連携模索
- ・業績評価制度の代替案の開発
- ・審査官の能力向上によるサーチ品質の改善
- ・公式なトレーニング提供による、新任審査官に対する トレーニング能力向上
- ・再分類作業のサポート
- ・的を絞った審査と出願人と審査官の情報交換を促進する審査改革の探索
- ・弁理士登録要件の厳格化

目標2:特許出願処理の完全な電子処理促進のための、 既存の電子システムの改善と統合、及び、より安全なシ ステムの開発

イニシアティブ:

- ①テキストベースの電子出願管理システムを含む情報処理インフラの近代化.
- ②出願データの出願人によるオンライン修正を可能とするシステムの開発
- ③企業や公衆のサーチ能力向上探求による、特許サーチ システム再構築プロジェクトの開始
- ④啓発活動と電子出願に関する意識向上による、電子出願利用の拡大

USPTOは、2006年3月16日に、新電子出願システムであるEFS-Webを稼働しました。

また、2007年5月1日、USPTOはEFS-Webは1年目としての目標を全て果たしたとして、大々的にその成果をアピールしました³²。USPTOによると、週当たりの電子出願数が紙出願数を超えたのは、USPTOの歴史上初めてであり、これまでに70万件の出願と関連書類がEFS-Webを通じて提出されたとしています。

2006年度の電子出願率は14.1%(暫定値)であり、 EFS-Webの稼働により、2005年度の2.2%から大幅に 上昇しております。(図8) EFS-Webが好評であること から、USPTOの電子出願率は今後更なる上昇が見込ま れます。

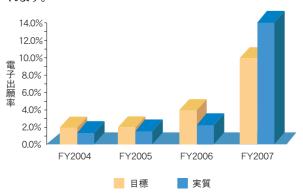


図8:特許の電子出願率(2006年度USPTO年報***の一部を 翻訳)

^{29)} http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=110_cong_bills&docid=f:h1908ih.txt.pdf

^{30)} http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=110_cong_bills&docid=f:s1145is.txt.pdf

³¹⁾ 特許法改革法案 (H.R.1908, S.1145) 中には、特許異議・インターフェアレンス部 (Board of Patent Appeals and Interferences) を、特許異議部 (Patent Trial and Appeal Board) に改名する規定が含まれています。(SEC.3 (j))

^{32)} http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/07-14.htm

目標3:幅広いアプローチの探索による特許審査の品質 と適時性の改善

イニシアティブ:

①利害関係者との協力による審査への代替的アプローチ の構築を検討

このイニシアティブは、中長期的な目標と位置付けら れているようで、具体的な計画は明らかにされておりま せんが、前述のコミュニティ・パテント・レビューのよ うな情報提供制度や、出願人からの情報提供を条件とし て迅速な審査を行う新早期審査制度340の積極的活用等 を視野に入れたものと思われます。USPTOの今後の具 体的計画とユーザの反応が注目されるところです。

5. 今後の展望

日本では、2007年1月25日の、「イノベーション促進 のための特許審査改革加速プラン2007」(AMARIプラ ン2007) の策定35 や、2007年5月31日の知的財産推進 計画2007の策定等を通じ、特許審査迅速化・効率化に 向けた取り組みを進めていますが、USPTOも、昨今の 急激な出願増を、増員、外注、出願抑制等を活用して乗 り切ろうとしており、日本と同様、使える施策は何でも、 という姿勢を示しております。日本からみると、 USPTOが1000人規模の大量採用という手法が採れる ことは、大変うらやましく思えますが、一方で、 USPTOは退職や教育対策等の問題も抱えており、楽観 できない状況にあるようです。

米国においては、特許法や特許規則改正等の議論が活 発に行われており、USPTOと取り巻く環境は急速に変 化しているため、2007-2012年度戦略計画も、21世 紀戦略計画と同様、環境の変化に対応した修正が行われ るものと予想されます。また、現在公表されている計画 には、大まかなイニシアティブのみが示されております が、今後、より具体的なアクションプランが公表される かもしれません。

引き続き今後の動向が注目されます。

5. おわりに

本稿を執筆するにあたり、澤井ジェトロNY知的財産部 長、北岡前ジェトロNY知的財産部長、中山ジェトロ知財 部ディレクターが執筆された多くの【米国IP情報】360を 参考にさせていただきました。また、多くの方から、貴 重なご意見を賜りました。この場をお借りし、深く御礼 を申し上げます。

Profile

清水 祐樹(しみず ゆうき)

平成12年4月 特許庁入庁(審査第五部映像

機器)

平成16年4月 審査官昇任

平成17年7月 国際課

平成19年4月 特許審查第四部映像機器

平成19年7月よりフォーダム法科大学客員研

究員



- 33) http://www.uspto.gov/web/offices/com/annual/index.html
- 34)2006年8月25日以降の早期審査の請願に対して適用されている、USPTOの新たな早期審査制度では、(1)出願時に早期審査の請願 を行う、(2) 出願人が先行技術調査を行うことを前提として、発明に関する全ての先行技術文献の提示や対比説明、発明の有用性 等の説明を行う、ことが求められている。また、独立請求項数は3項以内、全請求項数は20項以内に制限され、複数従属請求項 (multiple dependent claim) は認められていない。http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/06-37.htm http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/71fr36323.htm

なお、2007年3月13日に新早期審査制度を利用した最初の特許が発行された。

http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/07-13.htm

- 35) http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/hiroba/sinsa_kaosku.htm
- 36) http://www.jetro.go.jp/biz/world/n_america/us/ip/news/